

# 平成28年第9回新居浜市農業委員会農地部会議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年9月5日(月曜日) 13:30～13:45  
(2) 会議の場所 消防庁舎4階 コミュニティー防災センター

## 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

## 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	原道樹
係長	近藤常夫	主査	田中賢禪
臨時職員	中山麻美		

## 4 傍聴者 なし

## 5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について  
議案第2号 農地の所有権移転について  
議案第3号 農地の転用を伴う所有権移転等について

---

◇

## 6 議 事

**岡部部長** 皆さん、こんにちは。

今回の台風については、新居浜市では被害なく恵みの雨となりましたが、その一方で東北や北海道では、甚大な被害が出ております。9月は台風が多いです。ですので十分な備えをしていただけたらと思います。

それでは、ただいまから平成28年第9回新居浜市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において神野賢二委員と矢野重明委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、小野輝雄委員、小野春雄委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

**(13時31分 暫時休憩)**

**(13時32分 休憩再開)**

**岡部部長** 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

**近藤農地係長** 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田30筆、畑8筆、合計面積28,287.90平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、84番の(1-1)さんから105番の(1-2)さんの22件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で1件、2年6カ月間で1件、3年間で16件、4年間で1件、5年間で3件、利用権の種類は、使用貸借20件、賃貸借2件、また、新規再設定の別については、新規設定1件、再設定が21件となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部効率利用要件・常時従事要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

**岡部部会長** ありがとうございました。  
以上、84番から105番について質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。  
(「なし」の声あり)

**岡部部会長** ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

**岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

**岡部部会長** それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、2名の委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(13時35分 暫時休憩)

(13時36分 休憩再開)

**岡部部会長** 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。  
6ページをお開きください。  
議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

**原事務局次長** 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第21番の1件でございます。

7ページをご覧ください。

第21番は船木字上原、畑、1筆、面積688平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、3.6反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、

併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくようお願いいたします。

**岡部部長** ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります矢野重明委員より報告いただきたいと思います。

それでは、矢野委員よろしくお願ひします。

**矢野委員** 譲渡人の父が3年前に亡くなって、譲渡人である息子が相続したのですが、市外在住のため、本申請地の手入れが行き届かない状況でありました。本申請地の隣接地に(2-1)さん所有の農地がありまして、時々草刈り等の手入れを行って来ていたとのこと。このような経緯から今回の申請に至ったようです。なお、許可後、譲受人はらっきょ等を作付するための準備をしているとのこと。

**岡部部長** ありがとうございます。

以上、21番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡部部長** ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**岡部部長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

**岡部部長** 8ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。  
事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

**田中主査** 議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、11件であります。

9ページをご覧ください。

104番、清水町、畑1筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地330.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

105番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。内容は、自己住宅73.71平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に県立新居浜南高等学校及び川向歯科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

106番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、自己住宅67.07平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用

貸借権で期間は永年です。

10ページをお開きください。

107番、松神子二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-4)さん。内容は、自己住宅94.40平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

108番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は、(3-5)さん。内容は、建売住宅(1戸)55.68平方メートル、一体利用地として、宅地145.95平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

109番、政枝町一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)102.92平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に駅前医院及びこあみ歯科医院が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

11ページをご覧ください。

110番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

111番、北内町四丁目、田1筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

112番、船木 字国領、畑1筆、譲受人は、(3-9)さん外1名。内容は、自己住宅82.78平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は30年です。

12ページをお開きください。

113番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(3-10)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

114番、郷三丁目、畑1筆、譲受人は、(3-11)さん。内容は、自己住宅106.41平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

また、104番から114番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

**岡部部長**

以上、104番から114番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡部部会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**岡部部会長** 以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年第9回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

### 13時45分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。  
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員